

市川市文化芸術事業検討懇話会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等を行うに当たり、学識経験のある者等による意見の交換を行うことを目的として開催する市川市文化芸術事業検討懇話会（以下「懇話会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 懇話会は、本市の文化芸術事業の実施、見直し等に関することについて意見の交換を行うものとする。

(開催等)

第3条 市長は、必要と認めるときは、懇話会を開催することができる。

2 市長は、前項の規定により開催する懇話会の主題に応じて、次に掲げる者の中から必要な者を懇話会の出席者として選出するものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術の振興に資する活動を行っている者
- (3) 市川市芸術文化団体協議会の推薦を受けた者
- (4) 公益財団法人市川市文化振興財団の推薦を受けた者

3 前項に定める者のほか、市長は、必要に応じ、関係者に対し懇話会への出席を依頼することができる。

(懇話会の進行)

第4条 懇話会は、出席者の中から互選された者が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、懇話会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

2 第3条第3項の規定による懇話会の出席者に支給する報償金については、市長が別に定める。

(事務)

第6条 懇話会の運営に関する事務は、文化国際部文化芸術課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

(市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱及び市川市文学ミュージアム検討委員会の運営に関する要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 市川市文化人展選定懇話会の運営に関する要綱(平成23年4月1日施行)

(2) 市川市文学ミュージアム検討委員会の運営に関する要綱(平成25年11月10日施行)

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。